

外部管理者派遣サービス

管理組合の管理者を派遣、管理組合の運営を区分所有に代わって行うサービスです。外部管理者についてはいくつかの方式がありますが、どの方式でも対応します。

- **外部理事就任型**

外部理事に就任して管理者として管理組合の運営を行う方式です。
管理組合理事会・理事長の指揮監督の下に業務を行います。

- **理事長補佐型**

理事長の補佐として管理者業務を代行します。

- **管理会社監督型**

外部理事や管理者として管理実務を行う管理会社を指揮監督し、管理者に認められた権限を行使します。

- **理事会廃止外部管理者型**

理事会や理事会を廃止し、総会の監督の下、区分所有方に認められた権限を行使します。

区分所有法に認められた管理者の権限はおおきいので、外部管理者をご検討の場合は事前にご相談ください。

料金は50,000円以上を原則としますが、マンションの規模・管理形態、受託業務内容等を勘案し個別に決めさせていただきます。

管理組合を共同運営する会の品質保証機能（3つの担保）

1. 継続性の担保

正副二名のマンション管理士によるチーム体制を採用し、業務執行中に一方が事故などで業務を遂行できなくなった場合には、もう一方が即時に業務を引き継ぐことで、管理業務の継続性を保証
マンション管理士の交代や補充が必要になった場合には、管理組合に適切な候補者を推薦し、スムーズな移行を支援

2. 損害の担保

全員マンション管理士賠償責任保険に加入しており、業務遂行中に管理組合に損害を与えた場合、その損害を保険により賠償することで、経済的リスクから管理組合を保護
管理組合損害補償金給付制度が利用可能

3. 健全性の担保

正副二名のマンション管理士が相互に業務を監査し、チェックとバランスを確立して管理業務の透明性と健全性を保持
定期的に行われる当会の専門担当による内部監査は、管理組合へ報告され、管理運営の校正さと性格さを保証